

各自治会町内会長 様

区連会 3 月定例会説明資料 令和 8 年 3 月 23 日 地 域 振 興 課

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について【依頼】

1 趣旨

地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費補助金について以下の書類のご提出をお願いいたします。提出にあたっては、令和 8 年度 4 月 1 日 9 時から運用を開始する自治会町内会ポータルを是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】 ご承知おきください。
- 【地区連長】 ご提出ください。
- 【単位会長】 ご提出ください。

3 提出書類

(1) 令和 7 年度地域活動推進費実績報告

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第 6 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支決算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1 件の金額が 100,000 円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(2) 令和 8 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類
<input type="checkbox"/>	令和 8 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
<input type="checkbox"/>	事業計画書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	収支予算書（総会資料の写しで代用可）
<input type="checkbox"/>	団体の規約
<input type="checkbox"/>	総会の資料及び議事録
<input type="checkbox"/>	電気料金等領収書（4 月分）の写し 電気料金集約分内訳表（4 月分）の灯数合計の記載がある【最終頁】の写し ※該当がある自治会町内会のみです。防犯灯の位置図や覚書等をご添付いただく場合がございます。

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(3) 口座振替依頼書

代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印（認印）のうえ、原本をご提出ください。

4 提出期限 令和 8 年 6 月 30 日（火）

※提出期限を過ぎる場合は、地域振興課へ事前にご相談ください。

5 提出方法

(1) 自治会町内会ポータルでの提出（4月1日9時からログインできます）

【パソコン等でログインする場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンでログインする場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

※操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

電話番号：045-577-4295（フリーダイヤルではありません）

開設時間：令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

(2) 電子メールでの提出（提出先：栄区地域振興課 sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp）

※口座振替依頼書や請求書については、代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印のうえ、郵送か窓口で原本をご提出ください。

(3) 区役所地域振興課窓口での提出

※混雑緩和のため、事前に来庁日時をご連絡ください。

6 その他

各種様式は、栄区連合町内会ホームページからもダウンロードいただけます。

【パソコン等で閲覧する場合】

栄区連合町内会 レアリア

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】



担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール:sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

祝金（敬老、成人、入学など）

更生保護・日赤等への寄付金・募金

積立金 など

他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体を実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。